

牛飼養者の皆様 飼養衛生管理基準が改正されました

令和3年10月1日に飼養衛生管理基準が改正されました。

○令和3年10月1日改正の内容

飼養衛生管理をするにあたり、法令だけでなく神奈川県が定める「飼養衛生管理指導等計画」の規定を踏まえることとなりました。県のHPでみる
ことができます。(キーワード「神奈川県 飼養衛生管理指導等計画」で検索)

- ✓ 複数の畜舎がある大規模飼養者の農場において、1人の飼養衛生管理者が複数の畜舎を担当する場合の上限頭数が定められました。(例：成牛200頭、育成3000頭) 詳しくは家保までお問合せください！！

飼養衛生管理指導等計画とは...？

神奈川県が飼養衛生管理基準の指導方針を定めたものです。この計画では特に守って貰いたい重点指導項目を定めています。

重点指導項目

① 家畜の所有者の責務

家畜の所有者には伝染病の発生予防に対する責任が生じます。

② 飼養衛生管理マニュアルの作成

令和4年2月までに各農家で消毒方法などを記載したマニュアルを作成する必要があります。

③ 衛生管理区域の設定



立て看板やカラーコーン、ロープなどを使って出入口や衛生管理区域の境界がはっきりとわかるようにしましょう。出入口では手指の消毒もできるようにしましょう



④ 衛生管理区域専用の衣服及び靴の設置並びに使用

農場専用の作業着、長靴を用意しましょう。自分の分だけでなく、外来者用も用意するようにしてください

⑤ 衛生管理区域に立ち入る
車両の消毒等

農場に入る車の消毒をできるようにしましょう。消石灰をまく、手押しの噴霧器を用意するなどの方法があります。

⑥ 記録の作成及び保存

➤ 農場にいつ誰が来たのか
➤ 牛にどんな治療をしたのか
➤ 牛の導入、出荷の記録 など...
記録は1年間保管しましょう



1冊記録用のノートを用意して誰が来ても書けるようにしておくといいね



⑦ 家畜を導入する際の健康観察

他の農場からきた牛は病気を持っているかもしれません。すぐに群に混ぜるのではなく、少し離れた場所で2週間程度健康観察をしましょう。

⑧ 特定症状※が確認された場合の
早期通報

特定症状かもしれないと思ったら、
すぐに家保に連絡してください。

※家畜伝染病予防法で規定された農林水産大臣が指定する特定の症状。牛の場合は口蹄疫を疑う症状のこと

お困りの方は、お気軽に家保にご相談ください。ご自身の農場に合った対応について一緒に考えて行きましょう！！



病原体は入れない！！ 広げない！！

自分の農場を守れるのは自分自身です！！

神奈川県湘南家畜保健衛生所

〒259-1215 平塚市寺田縄 345

電話 0463-58-0152 ファクシミリ 0463-58-5679